

答申案の概要

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う
動物の管理の方法等に関する基準の改正
(犬猫以外の哺乳類に関する基準の具体化)

背景・経緯

- 令和元年の動物愛護管理法改正により、**動物取扱業者が遵守すべき飼養管理の基準の具体的事項が明示され、その詳細は省令で定めること**とされた。
- これに伴い、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（通称、飼養管理基準）が令和3年4月1日に公布、同年6月1日に施行。
- 当該省令は、犬猫に関する基準の具体化が図られたものの、**犬猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類の基準については定性的な記載に留まっている**。このため、当該省令の諮問に対する中央環境審議会答申（令和3年1月7日）において、下記のとおり記載されている。

Ⅲ. 答申の内容

1. 基本的事項

（4）犬猫以外の動物の取扱い

今回の改正事項は、改正法の規定を受け、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものだが、**犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進めるものとする**。

- 本答申を受け、令和4年より「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」において、**犬猫以外の哺乳類に関する基準の具体化に向けた検討を進めてきたところ**。

検討状況

(年度)

R4

○第11～12回動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会

犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準に関する

- ・検討方針（調査項目含む）
- ・調査結果の報告（課題の抽出、関係者ヒアリング）

R5

○第13～15回動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会

犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準に関する

- ・基準を具体化すべき項目の検討
- ・基準案及び基準の解説書の記載イメージ

R6

○第16～17回動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会

犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準について

- ・基準案の検討、基準の解説書案の検討

R7

○第18～19回動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会

犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準について

- ・基準案の検討、基準の解説書案の検討

○中央環境審議会動物愛護部会（諮問）

→パブリックコメントの実施（3月）



R8

・中央環境審議会動物愛護部会（答申案）（7月23日）

※審議結果等踏まえ、公布・施行

改正案の基本的視点・方針

【基本的視点】

- ①動物愛護管理法第 21 条の規定を踏まえ、動物の健康・安全の保持及び生活環境の保全上の支障の防止の観点から基準を設定する。
- ②自治体職員が、遵守状況を容易に確認、明確に判断でき、根拠を持って必要性を説明できる基準にする等、基準の実用性の観点を考慮する。
- ③これまでの検討を踏まえ、アニマルベースドメジャーの考え方を基本として、動物の行動や状態に着目した検討を進める。



【検討方針】

- ウェブサイト上で公表されている第一種動物取扱業者登録簿に基づき、取扱い数の多い動物を念頭に検討。
- 検討にあたっては、飼養管理上問題だと思われる事例に対し、解決すべき課題を整理し、基準案を検討。
- 改正基準の施行にあたっては、犬猫と同様に「飼養管理基準の細部解釈と運用指針」のような解説書を作成することを前提として、検討に取り組み、改正事項については、以下のようなパターンで整理。
 - (a)犬猫と同様の基準への改正
 - (b)犬猫の基準を参考とした改正
 - (c)哺乳類共通の基準を新たに策定
 - (d)新たに基準は策定せず解説書で具体化
- ケージ等の規模等の定量的な基準の検討にあたっては、国内外の法令や文献等を参照した上で、正当な異議が生じないと考えられるものは可能な限り定量的かつ具体的な基準とした。これらに該当しないものは、定性的な基準とした上で、細部解釈等において、可能な限り具体的な内容を示すこととした。

改正案の概要

1号 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

- ・ ケージ等の規模を具体化

2号 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

3号 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- ・ 温度計・湿度計を設置し、動物の健康のための温度管理、光環境を管理

4号 動物の疾病等に係る措置に関する事項

- ・ 個体の状態悪化時の診療

5号 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- ・ 展示時間及び展示を行う場合の休息
- ・ 輸送後の目視観察による健康状態の確認
- ・ 外部施設からの速やかな持ち帰り

6号 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

- ・ 繁殖する場合の診療又は助言、繁殖に適さない動物の繁殖をさせないこと

7号 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- ・ 動物に演技をさせ、訓練をする場合に、暴力を加える等の行為を行わないこと
- ・ 夜間の接触、譲渡しを行わないこと
- ・ 顧客等と動物が接触する際に必要な人数の職員を確保する、接触方法の説明と確認等を行うこと

※犬猫以外の哺乳類に関して対応すべき事項を整理し、犬猫で具体化した内容を参考に検討。

※基準案については、第一種動物取扱業/第二種動物取扱業いずれにも同様に適用。

※一部事項については、基準は現行のままとしつつ、施行までに作成する解説書において細部解釈等を明記することで基準の具体化を図る。

ケージ等の規模、運動の確保

背景・課題

- ペットショップやイベント販売会場、動物との触れ合いを目的とした展示施設において、動物の生理・生態に適さない狭いケージ・スペースで飼養されている。
- 走る等の運動が困難なケージ・スペースで長期間継続して飼養されており、運動ができない状態となっている。



対応案

- 犬猫の基準を参考に、国内外の法令や文献等を参照した上で、正当な異議が生じないと考えられる、**【うさぎ、ハムスター、モルモット】については定量的かつ具体的なケージ等の規模の基準**とする。
- これらに該当しないものは、定性的な基準とした上で、**取扱数の多い【シマリス、チンチラ、デグー、フクロモモンガ、ヨツユビハリネズミ、フェレット、ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギ、ウシ】については、解説書において、各動物がどのような動作を行うための広さ及び空間が必要となるのか、可能な限り具体的な内容を示す**こととする。

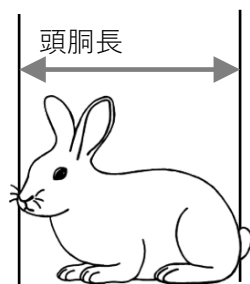
➡改正概要は次ページ参照

<参考：うさぎ、ハムスター、モルモットに関する調査、海外法令等>

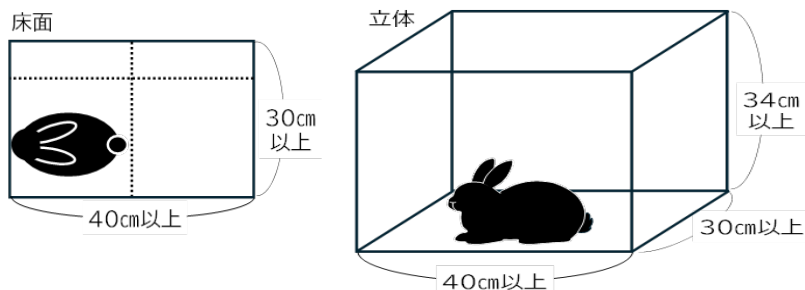
- ウサギの生態観察調査結果（環境省調査、第18回動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会にて報告）
 - ・ウサギ1頭あたりに必要なケージサイズ的具体化にあたっては、犬猫のような運動スペース分離型/一体型といった区別はせず、**【頭胴長の2倍以上幅×1.5倍以上奥行×1.7倍以上高さ】**とする。
- ハムスター、モルモットのケージ等の規模に関する海外法令
 - 動物をペットとして販売する許可：地方自治体向け法定ガイドライン(イングランド)
 - Selling animals as pets licensing: statutory guidance for local authorities
 - ドワーフハムスター：（1頭～4頭）最低面積750cm² 以降1頭追加につき250cm²
 - モルモット：（密度1-4匹）最低限の面積2,300cm²、高さ30cm、5匹目以上は1匹毎に900cm²追加
（より質の高い環境：密度2匹）最低限の面積2,300cm²、高さ30cm、1匹毎に900cm²追加

うさぎ

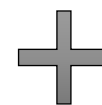
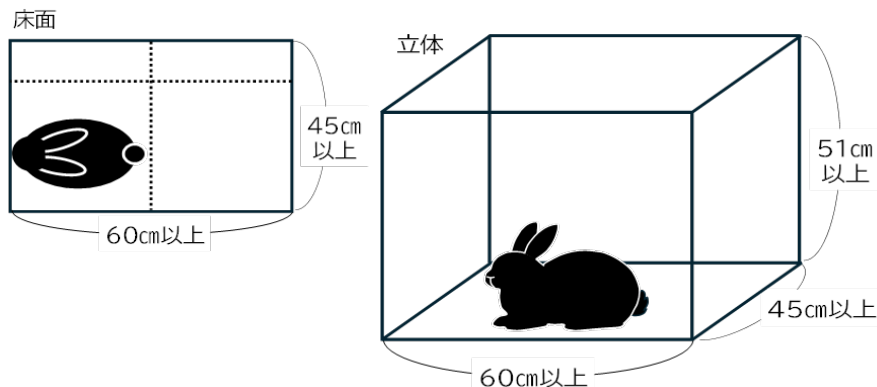
うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長（鼻先から尾の付け根までの長さをいい、複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管する場合は、これらの個体のうち最も頭胴長が長い個体の頭胴長。以下同じ。）の二倍以上、横の長さが頭胴長の一・五倍以上、また高さが頭胴長の一・七倍以上とする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、ケージ等は、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度と時間を定め十分に運動することができる状態に置くことができるときは、この限りでない。



■頭胴長20cmの場合（1頭当たりの床面積＝1200cm²以上）



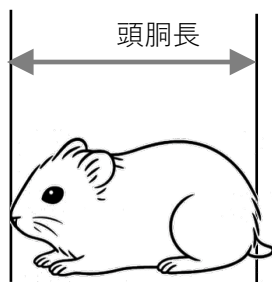
■頭胴長30cmの場合（1頭当たりの床面積＝2700cm²以上）



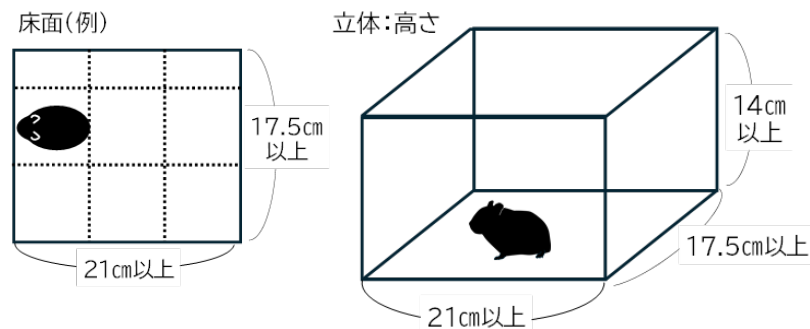
長期飼養（ブリーダーやペットショップ等）の場合は、推奨スペースを参考にし**運動**ができるより一層の広さ及び空間での飼養、又は適切な頻度と時間を定め**十分に運動**することができる状態に置くこと。

ハムスター

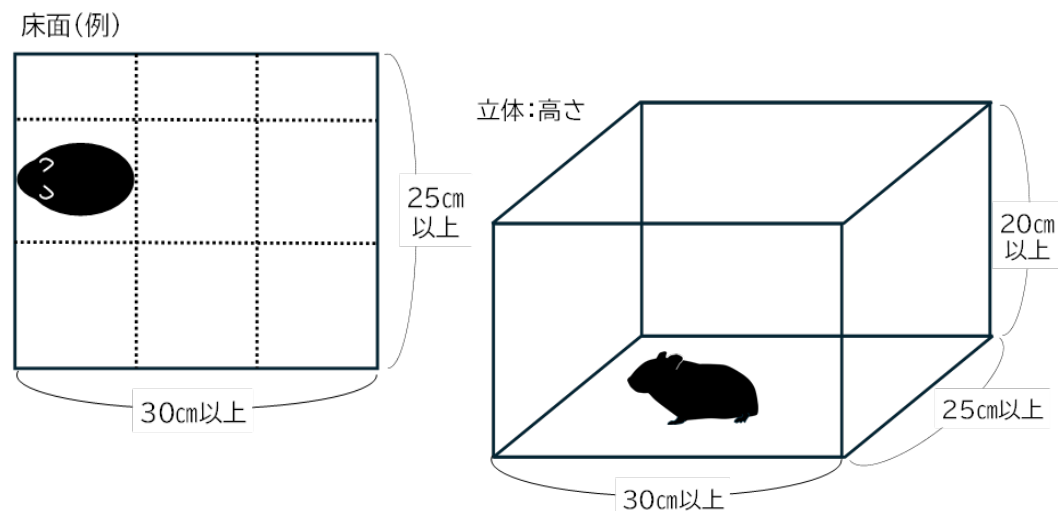
ハムスターにあっては、一頭を飼養又は保管する場合のケージ等の規模は、床面積が頭胴長の二乗に七・五を乗じて得た数値以上及び高さが頭胴長の二倍以上とし、複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管する場合のケージ等の規模は、これに、一頭を追加するごとに頭胴長の二乗に二・五を乗じて得た数値以上の床面積を追加すること。また、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うことができるものとする。



■頭胴長7cmの場合のケージ例（1頭当たりの床面積＝ $7 \times 7 \times 7.5 = 367.5\text{cm}^2$ 以上）

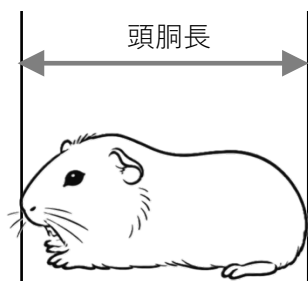


■頭胴長10cmの場合のケージ例（1頭当たりの床面積＝ $10 \times 10 \times 7.5 = 750\text{cm}^2$ 以上）

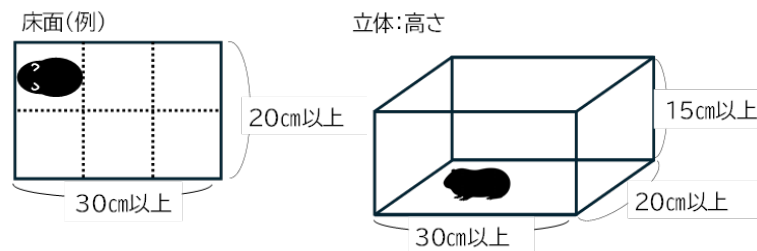


モルモット

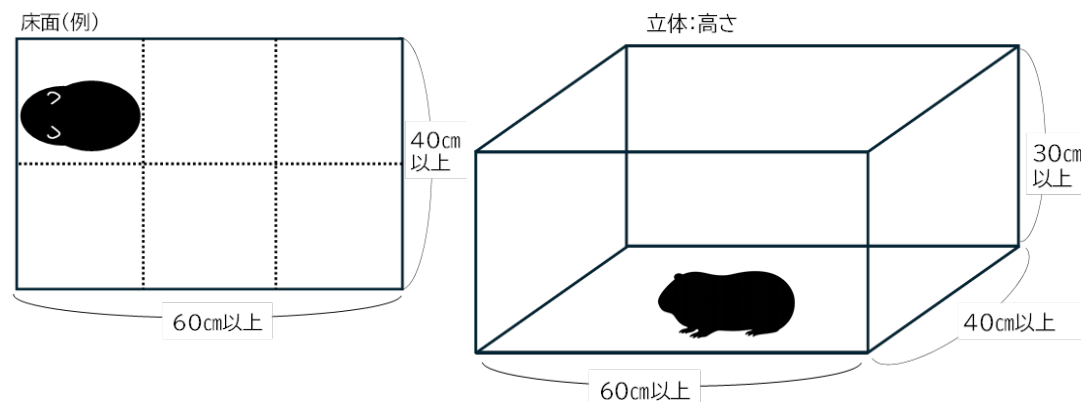
モルモットにあっては、一頭を飼養又は保管する場合のケージ等の規模は、床面積が頭胴長の二乗に六を乗じて得た数値以上及び高さが頭胴長の一・五倍以上とし、複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管する場合のケージ等の規模は、これに、一頭を追加するごとに頭胴長の二乗に二・二五を乗じて得た数値以上の床面積を追加すること。また、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うことができるものとする。



頭胴長10cmの場合のケージ例（1頭当たりの床面積＝ $10 \times 10 \times 6 = 600\text{cm}^2$ 以上）



頭胴長20cmの場合のケージ例（1頭当たりの床面積＝ $20 \times 20 \times 6 = 2400\text{cm}^2$ 以上）



その他哺乳類

その他哺乳類に属する動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度と時間を定め十分に運動することができる状態に置くことができるときは、この限りでない。

※下線の箇所については、各動物がどのような動作を行うための広さ及び空間が必要となるのか等、解説書において可能な限り具体的な内容を示す。

温度計・湿度計の設置、光環境の管理

背景・課題

- ・ 動物の生理・生態に適さない温度・湿度で飼養がなされており、健康に支障が生じる恐れがある。
- ・ 夜行性の動物など、習性に合わせた光環境の管理が必要な場合がある。



対応案

犬猫のみ対象となっていた基準について、哺乳類全体を対象した基準に変更。

<改正概要>

- ・ **哺乳類**の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設等に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。
- ・ **哺乳類**の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

※ 寒さに対する震え、暑さに対する開口呼吸等、主な動物における具体的な状態については、解説書において可能な限り具体的な内容を示す。

※ 「飼養施設等」については、解説書細部解釈において、日常的な飼養施設に加え、移動展示等での移動先の一時的な飼養環境も含めることを想定。

健康管理・疾病対応について

背景・課題

- ペットショップや動物展示施設において、疾病、傷病の状態であっても獣医師の診療を受けず放置。
- ペットショップや動物との触れ合いを目的とした展示施設において、爪が異常に伸びている状態の動物や脱毛状態にある動物が見られるなど、健康及び安全が損なわれるおそれのある状態で飼養。



対応案

- 犬猫は、1年以上継続して飼養保管する場合に健康診断がすでに義務付け。犬猫以外の哺乳類を診療する医院が多くないこと等を踏まえ、定期的な健康診断ではなく、健康状態悪化時の基準を追加。
- 犬猫のみ対象となっていた健康状態における基準について、哺乳類全体を対象とした基準となるよう犬猫以外の哺乳類の生理生態も勘案した基準に変更。

<改正概要>

- 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。特に、哺乳類にあっては、健康状態が悪化した等健康及び安全の保持に支障をきたすおそれがある場合は、特別の事情があるときを除き、獣医師による診療を受けさせること。
- 哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。
(1) 被毛にふん尿等が固着した状態 (2) 体表が毛玉で覆われた状態 (3) 爪、歯、ひづめが異常に伸びている状態
(4) その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

※ 個体の状態悪化の具体的な症状等については、解説書で可能な限り具体的な内容を示す。

※ 適切な疾病時の対応のために、あらかじめ取り扱っている動物を診療可能なかかりつけの獣医を確保しておくことの重要性について解説書に記載。

※ 例外規定である「特別な事情があるとき」は、解説書細部解釈において、獣医師による事前の診療を受けており診療時に個体の状態悪化時にとるべき対応の指示を受けている場合等を想定。

展示時間、展示を行う場合の休息

背景・課題

- ・ 展示された動物が休息（顧客が入ることができない逃げ場）を確保することができない、休憩時間のない状態で展示・接触（ふれあい）が続いている。



対応案

動物の休息を確保する観点から1日の展示時間の上限を規定するとともに、犬猫の基準と同様に長時間連続して哺乳類の展示を行う場合の休息設備の確保や展示を行わない時間を設けることを規定。

<改正概要>

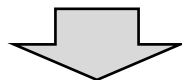
- ・ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の個体の展示を行う場合にあっては、それぞれの個体の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。以下同じ。）は、十二時間を超えてはならない。哺乳類（犬又は猫を除く。）の展示を行う場合には、原則として、午前八時から午後十時までの間において行うこととし、一日の動物の展示時間は、十二時間を超えてはならない。
- ・ 販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

※休息できる設備等については、解説書において可能な限り具体的な内容を示す

輸送後の目視による健康観察

背景・課題

- 輸送後、販売等までに目視観察期間がないため、移動による負担で体調を崩した動物が販売等されることと、負担を伴う移動後に休憩時間がないことが懸念される。



対応案

犬猫の基準と同様に飼養施設への輸送後2日間以上の健康状態の観察を行うこととするが、イベント販売として展示即売会場などの施設間を連続して移動することが動物への負担になることが指摘されていることから、これらの施設への輸送に関しては、連続した輸送はせず目的を達成した後速やかに日常的に飼養している施設へ持ち帰る規定とする。

<改正概要>

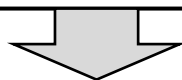
- 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であつて当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの（「外部施設」という。）に輸送した場合にあつては、この限りではない。
- 販売業者及び貸出業者にあつては、販売又は貸出を供する目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送したときは、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰らなければならない。ただし、当該動物を顧客に譲り渡した場合にあつては、この限りではない。

※目視による観察の詳細等については、解説書において可能な限り具体的な内容を示す

繁殖時の対応等について

背景・課題

- 繁殖に適している状態かどうかの判断を事業者において行うことは難しいため、繁殖に適さない個体であっても繁殖させ続けてしまう可能性がある。



対応案

- 犬猫のみ対象となっていた繁殖時の診療や助言に係る基準について、哺乳類全体を対象した基準に変更。 ※加えて獣医師等の診療や助言に係る記載について表現を修正

<改正概要>

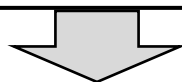
- 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師等による助言を受けること。
- 繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。

- ※ 繁殖時の適切な対応のために、あらかじめ取り扱っている動物を診療可能なかかりつけの獣医を確保しておくことの重要性について解説書に記載。
- ※ 「獣医師等による助言」は獣医師及び愛玩動物看護師による助言を想定する。
- ※ 繁殖時の帝王切開については、麻酔処置を伴う高度な医療行為であり、関係法令等も踏まえると、基本的に獣医師の実施が想定されること等について解説書に記載。

夜間営業、接触・譲り渡しの時間帯について

背景・課題

- ・ 夜間営業により動物の休息が妨げられている。
- ・ 夜間での接触・譲り渡しにより、動物の休息が妨げられる場合があり得る。



対応案

犬猫のみ対象となっていた基準について、哺乳類全体を対象した基準に変更。なお、動物園等の施設で展示される動物の輸送など、夜間における遅延ない譲渡し等が、動物の健康や福祉の観点から適当であると考えられる場合を踏まえ、「特別な事情」を規定。

<改正概要>

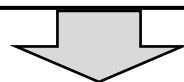
- ・ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。
- ・ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。
 - －販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間（特定成猫にあつては、夜間のうち展示を行わない間。以下同じ。）に哺乳類を顧客と接触（食物を与える行為（動物への接近を伴わない場合を除く。）や器具を介する接触を含む。）させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、動物の健康及び安全の保持の観点から夜間に行うことが適当である場合その他特別な事情がある場合においては、この限りではない。

※本省令における夜間とは、午後八時から翌日午前八時までの間を指す。

動物への接触方法について

背景・課題

- ・ 触れ合いでは動物が休息（顧客が入ることができない逃げ場）をとることができない、休憩時間のない状態で触れ続けている。
- ・ 顧客による不適切な触れ合いが生じた場合には、直ちに対応するための職員が必要である。



対応案

動物と顧客との接触時に求められる職員の確保や、接触に用いられる動物が休息可能な場所の確保、接触方法に関する顧客の理解状況の確認、接触前後の手指等の消毒等を新たに基準として追加。

<改正概要>

- ・ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。顧客等が哺乳類に接触する場合には、極めて短時間の接触を除き、動物が顧客等との接触を避けることができる場所を常時確保するとともに、動物への接触方法についての理解を事前に文書又は口頭で顧客等に確認し、接触の前後には顧客等に手指等を消毒させること。また、過度に幼齢の動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある個体、人と動物の共通感染症に感染している個体を接触の用に供しないこと。
- ・ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等の哺乳類との接触に係る業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触を行う顧客等の数、接触を行う場所の広さ等に鑑み、顧客等による不適切な接触が生じた場合において直ちに対処することができるよう、必要な人数を確保すること。

※ここでいう「接触」には、動物に接近して食物を与える行為や器具を介する接触を含む。

※不適切な接触が生じた場合に直ちに対応するために必要な人数の考え方等については、解説書において可能な限り具体的な内容を示す。

その他の主な改正事項

- **ケージ等の安全な構造及び素材**

⇒犬猫の基準を参考として、明らかに傷害等を受けるおそれのある不適合なもの（ケージ等の錆、割れ等）を提示し基準として追加。

- **複数・単独飼養、捕食・被捕食動物の近接展示について**

⇒現行基準においてケージの配置や動物の組合せについてはすでに基準化されているが、飼養頭数については記載されていないため、飼養頭数を考慮する哺乳類共通の基準を追加。

- **給水の確保について**

⇒犬猫のみ対象となっていた清潔な給水の常時確保にかかる基準について、哺乳類全体を対象した基準に変更。

- **訓練方法について**

⇒現行基準において、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすることが基準化されているが、その具体的な内容（殴る、蹴る等の身体に外傷が生じる行為等）を基準として追加。

⇒展示業者、訓練業者に加え貸出業者を規制対象に追加

規定の経過措置について

- ケージ等の規模に係る基準については、ケージの買替えなど設備更新に時間を要することが想定されるため、既存事業者に限り、施行後1年の経過措置を設ける。

➡ うさぎ、ハムスター、モルモット、その他哺乳類のケージ等の規模に係る規定について経過措置を設定

経過措置の条文案

(経過措置)

- この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第一号ロ（3）（二）の規定は適用しない。

※第一種動物取扱業者に係る経過措置

- この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第一号ロ（10）（五）（ロ）の規定は適用しない。

※第二種動物取扱業者に係る経過措置

< 前回の飼養管理基準策定時の対応 >

施行：令和3年6月1日（繁殖回数の規定は令和4年6月1日施行）

- 犬猫のケージサイズ規定は施行後1年間の経過措置を設定。
- 犬猫の員数規定は複数年かけて段階的な経過措置を実施。

公布・施行等に関する想定スケジュールについて

- 自治体や動物取扱業者への周知や対応準備期間を想定して、公布後、半年程度を空けての施行を想定。
- 自治体での指導監督体制については、細部解釈や種別の推奨事項等をまとめた解説書を公布後早期に公表するほか、施行後も必要な技術的支援等を行うことを想定（自治体での指導に係る情報収集や専門的助言など）。

